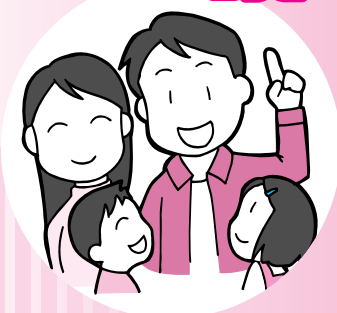


合併協定項目

合併後の行政サービスの調整方針を協議

12月1日の第2回会議では、税金や使用料、手数料、ごみの処分手数料など、任意合併協議会で決定した調整方針をもとに協議が行われました。今回、確認された主な合併協定項目の調整方針をお知らせします。

この合併協定項目とは、上福岡市と大井町の合併後のまちづくりや行政運営、住民サービスなどの条件について、どのような調整方針とするのかをまとめるものです。法定合併協議会では、35の合併協定項目の協議を行っていきます。



協定項目7

地方税の取扱い

1市1町で違いのある都市計画税については、次のように調整します。

なお、個人・法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税、特別土地保有税の税金については、違いがないため今までのとおりとします。

科 目	上福岡市	大 井 町	新 市
都市計画税率(%)	0.25	0.3	0.25

協定項目11

財産及び公の施設の取扱い

1市1町が所有する財産や公の施設は、

設は、すべて新市に引き継ぎます。

●主な財産の現状（平成16年3月31日現在）

		上福岡市	大 井 町
行政財産 (㎡)	土 地	380,395	311,066
	建 物	103,987	79,178
普通財産 (㎡)	土 地	47,236	28,632
	建 物	7,139	2,863

※行政財産：庁舎、出張所、ごみ処理施設、小中学校、保育所、資料館、公民館等
普通財産：行政財産以外の公有財産

協定項目12

特別職の職員の身分の取扱い

現在の1市1町の市長・町長は、合併の日の前日に失職し、合併から

50日以内に新市の市長選挙が行われます。それまでの間は、1市1町の市長・町長が協議して新市長の代理を務める職務執行者を定めます。

また、助役、収入役、教育長や行政委員会等については、すべて失職し、新市の市長が新たに選任します。

協定項目15

一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等については、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に、当該組合に加入します。

上福岡市土地開発公社及び大井町土地開発公社は、合併時に再編します。

財団法人上福岡市運動公園施設管理公社は、新市に引き継ぎます。

項 目	調 整 方 針
税務関係各種証明	今までのとおりとします。
住民票の写し 印鑑証明、戸籍の謄・抄本	今までのとおりとします。
社会教育・社会体育施設の使用料	当面今までのとおりとし、新市において調整します。減免等には違いがあるものは、合併時に統一します。
文化・コミュニティ施設及び福祉施設の使用料	当面今までのとおりとし、新市において施設の料金や減免基準等について調整します。
道路占用料	上福岡市の例により調整します。

協定項目16-①

使用料、手数料の取扱い

使用料、手数料については、次のように調整します。

協定項目17

公共的団体等の取扱い

次のように調整します。

項 目	調 整 方 針
社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会など	・共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めます。 ・実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めます。 ・統合に時間を要する団体は、当面今までのとおりとし、10年をめどに統合するよう調整に努めます。

協定項目18

補助金、交付金等の取扱い

次のように調整します。

項 目	調 整 方 針
1市1町で同一又は同種の補助金	関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討します。
1市1町の独自の補助金	新市に移行後、新市全体の均衡を保つように調整します。
1市1町で整理統合できる補助金	新市に移行後、統合できるよう調整します。

協定項目19

行政連絡機構の取扱い

	上福岡市	大 井 町	新 市
名 称	上福岡市自治会連合会	大井町町会連合会	当面今までのとおりとし、合併後に町会・自治会等住民組織と協議します。
自治会数	28自治会・町内会	25町会	

協定項目20

町・字名の取扱い

今までのとおりとします。ただし、同一又は類似の町・字名は、1市1町の長が協議して定めます。1市1町の名称から「大字」を除きます。

●市・町名以外は今までどおり

町・字 名	新市になった場合
上福岡市福岡1丁目	〇〇市福岡1丁目
入間郡大井町	〇〇市鶴ヶ岡1丁目
鶴ヶ岡1丁目	〇〇市鶴ヶ岡1丁目
上福岡市大字駒林	〇〇市駒林
大井町大字大井	〇〇市大井

●住所を簡略化するための「大字」を除く

協定項目21

慣行の取扱い

市・町章、憲章、花木鳥などの慣行については、新市において検討するものとします。

	上福岡市	大 井 町
市町章		
花	コスモス	ききょう
木	キンモクセイ	もくせい
鳥	シジュウカラ	おなが

協定項目24

清掃事業の取扱い

右図のように調整します。

●清掃事業の取扱い

	上福岡市 10種18分別	大 井 町 6 種21分別	新 市
ごみの収集方法（分別）	1もえるごみ 2粗大ごみ 3もえないごみ 4有害ごみ 乾電池・蛍光管・バッテリー・スプレー缶・ライター 5容器包装以外のプラスチック類 6かん 7びん 8ペットボトル 9古紙類 新聞紙・チラシ・雑誌類 段ボール 布類・紙パック 10容器包装プラスチック類	1可燃物 2粗大ごみ 3不燃物 4有害ごみ 5資源ごみ 新聞紙・雑誌類 ダンボール・紙パック・布類 生びん・透明びん・茶色びん その他びん・アルミ缶 スチール缶・その他缶 ペットボトル トレイ（白色のみ） 発泡スチロール 6プラスチック類 やわらかいもの かたいもの	収集方法（分別）や収集回数、当面今までのとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整します。

	上福岡市	大 井 町	新 市
処分手数料	一 般 ご み 無 料	40kg未満無料 40kg以上は120円と1kg当たり3円の合計額	上福岡市の例により調整
	事 業 系 ご み 10kg当たり100円	20kgまで200円 20kg増すごとに200円	

